

別表

規則第13条の 2第1項各号 で定める措置	東京都建築物環境配慮指針別表第1(住宅用途)				マンション環境性能表示			
	分野	区分	細区分	建築物評価 基準の段階	項目名	評価及び表示方法		
1 建築物の 熱負荷の低 減	エネルギーの 使用の合理化 及び再生可能 エネルギーへの 転換	建築物の熱負 荷の低減	建築物外皮の 熱負荷抑制	3	断熱性能	建築物評価基準の段階3のうち、次の表に掲げる地域区分(指針別表第1エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換の部建築物の熱負荷の低減の項アの欄に規定する地域区分をいう。以下同じ。)に応じて、外皮平均熱貫流率の値により次の表のとおり評価を行うこととする。 なお、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準第1項(1)、(2)及び(3)イに適合する場合は、外皮平均熱貫流率の値を0.6W/(m ² ・K)として評価を行うこととする。		
					地域区分が4の場合における特定建築物 0.23W/(m ² ・K)以下 0.34W/(m ² ・K)以下 0.6W/(m ² ・K)以下	地域区分が5、6又は7の場合における特定建築物 0.26W/(m ² ・K)以下 0.46W/(m ² ・K)以下 0.6W/(m ² ・K)以下	評価及び表示 ★★★★★★★ ★★★★★★☆ ★★★★★★☆☆	
						★★★★★☆☆☆	—	
						★★★★★☆☆☆	—	
				2	エネルギー 消費性能	★★★★★☆☆☆		
						★★★★★☆☆☆		
						—		
						—		
				1	住宅用途B E I(指針別表第1エネルギー使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換の部省エネルギーシステムの項アの欄に規定する住宅用途B E Iをいう。)ただし、再生可能エネルギーによる削減量を考慮しない一次エネルギー消費量を用いて算出したものとする。)の値に応じて次のとおりとする。 0.7以下の場合 ★★★★ 0.7を超え0.8以下の場合 ★★★☆ 0.8を超え0.9以下の場合 ★★☆☆ 0.9を超え1.0以下の場合 ★☆☆☆			
					★★★★			
					★★★☆			
					★★☆☆			
2 設備のエ ネルギーの 使用の合理 化	省エネルギー システム	設備システム の高効率化	3	エネルギー 消費性能	再エネ設備	★★☆☆		
						★★☆☆		
						★☆☆☆		
						☆☆☆☆		
			2			—		
			1			—		
						—		
						—		
			3	再生可能エネ ルギーの利用	再エネ設備	★★★		
						★★☆		
						★☆☆		
						☆☆☆		
3 再生可能 エネルギー の利用	再生可能エネ ルギーの利用	再生可能エネ ルギーの変換 利用	3	評価基準に 適合しない	維持管理・ 劣化対策	★★★★		
						★★★☆		
						★★☆☆		
						★☆☆☆		
			2			☆☆☆☆		
			1			—		
						—		
						—		
			1	評価基準を 適用しない	維持管理・ 劣化対策	—		
						—		
						—		
						—		
4 建築物の 長寿命化	資源の適正利 用	長寿命化等	維持管理、更 新、改修、用 途の変更等の 自由度の確保 及び建設資材 の再使用対策	3	維持管理・ 劣化対策	建築物評価基準の各細区分の段階1を1点、段階2を2点、段階3を3点とし、その合計点にしたがって次のとおりとする。 4点以上の場合は★★★★ 3点の場合は★★★☆ 2点の場合は★★☆☆ 1点以下の場合は☆☆☆☆		
						★★★★		
						★★★☆		
						★★☆☆		
			躯(く)体の 劣化対策	2		☆☆☆☆		
						—		
						—		
						—		
			1	評価基準に 適合しない		—		
						—		
						—		
						—		
5 緑化	生物多様性の 保全	緑化	緑の量の確保	3	みどり	建築物評価基準の各細区分の段階1を1点、段階2を2点、段階3を3点とし、その合計点にしたがって次のとおりとする。 5点以上の場合は★★★★ 4点の場合は★★★☆ 3点又は2点の場合は★★☆☆ 1点以下の場合は☆☆☆☆		
						★★★★		
						★★★☆		
						★★☆☆		
			生きものの生 息生育環境に 配慮した樹木 の確保	2		—		
						—		
						—		
						—		
			1	評価基準に 適合しない		—		
						—		
						—		
						—		
6 電気自動 車充電設備 の設置	気候変動への 適応	ヒートアイラ ンド対策	EV及びPH V用充電設備 の設置	3	充電設備	① 建築物評価基準により評価を行う駐車施設の種別が専用駐車場である場合は、次のとおりとする。 段階3の場合は★★★★、段階2の場合は★★★☆、段階1の場合は★★☆☆ ② 建築物評価基準により評価を行う駐車施設の種別が共用駐車場である場合は「—」とする。		
						☆☆☆		
						—		
						—		
			評価基準に 適合しない	2		—		
						—		
						—		
						—		
			評価基準を 適用しない	1		—		
						—		
						—		
						—		